

よくわかる！

# ⑦ステップで 古物商許可申請



# 目次

- **ステップ1 許可が必要か確認しよう**
- **ステップ2 欠格事由を確認しよう**
- **ステップ3 営業所を決めよう**
- **ステップ4 管理者を選任しよう**
- **ステップ5 公的書類等を取得しよう**
  - 本籍の記載のある住民票の写し
  - 身分証明書
  - 登記事項証明書（法人の場合）
  - 定款の写し（法人の場合）
- **ステップ6 申請書入手・作成しよう**
  - 申請書を作成しよう
    - 申請書作成のポイント
    - 古物の区分と具体例
  - URLの届出
  - 略歴書を作成しよう
    - 略歴書作成のポイント
  - 誓約書に記入しよう
- **ステップ7 管轄警察署で申請しよう**
  - 許可証の交付を受けよう
- **お役立ちチェックシート**
- **ハイワード行政書士事務所について**



## ステップ1 許可が必要か確認しよう

古物（中古品）の取引を「**営利目的で反復継続して行う**」場合は、古物商の許可が必要です。したがって、**自分で使用していたものや無償でもらったものを売る場合は、古物商の許可なく行うことができます。**

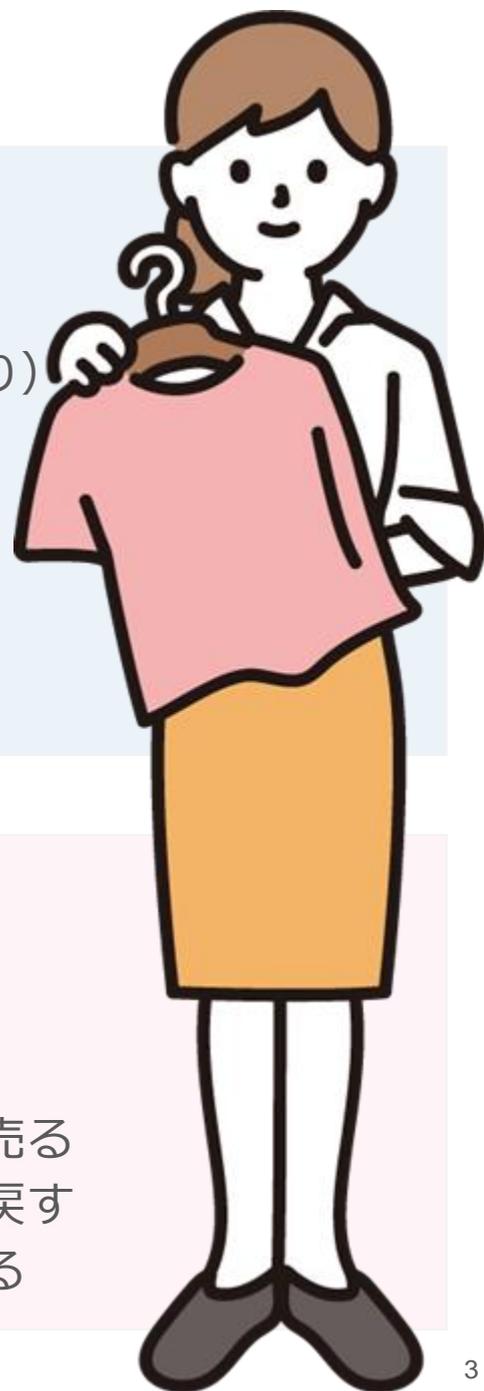
自分（自社）が行おうとする取引が、古物商許可が必要なケースにあたるか確認しましょう。

### 許可が必要なケース

1. 古物を買って取って売る
2. 古物を買って取って修理して売る
3. 古物を買って取って部分的に売る（部品取り）
4. 古物を買って取らず、売った後に手数料をもらう（委託売買）
5. 古物を別のものと交換する
6. 古物を買って取ってレンタルする
7. 国内で買って取った古物を国外で売る

### 許可が不要なケース

1. 自分のものを売る
2. 自分のものをオークションに出品する
3. 無償でもらったものを売る
4. 相手から手数料をとって回収したものを売る
5. 自分が売った相手から売ったものを買い戻す
6. 自分が海外で買ってきたものを国内で売る



## ステップ2

# 欠格事由を確認しよう



古物営業法には、「古物商」「管理者」「法人の役員」について、それぞれに欠格事由が定められています。次のうち、いずれか一つにでも該当する場合は、**古物商の許可を受けることができません。**

### 欠格事由

#### 古物商

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
2. 禁錮刑以上に処せられ、又は一定の犯罪により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない方
3. 暴力団員又はその関係者
4. 住居の定まらない方
5. 古物営業の許可を取り消されてから5年を経過してない方
6. 心身の故障により古物商の業務を適正に実施することができない方
7. 一定の未成年者

#### 管理者

- ①～⑤に該当する方
- 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない方
- 未成年者

#### 法人の役員

- ①～⑤に該当する方

## ステップ3

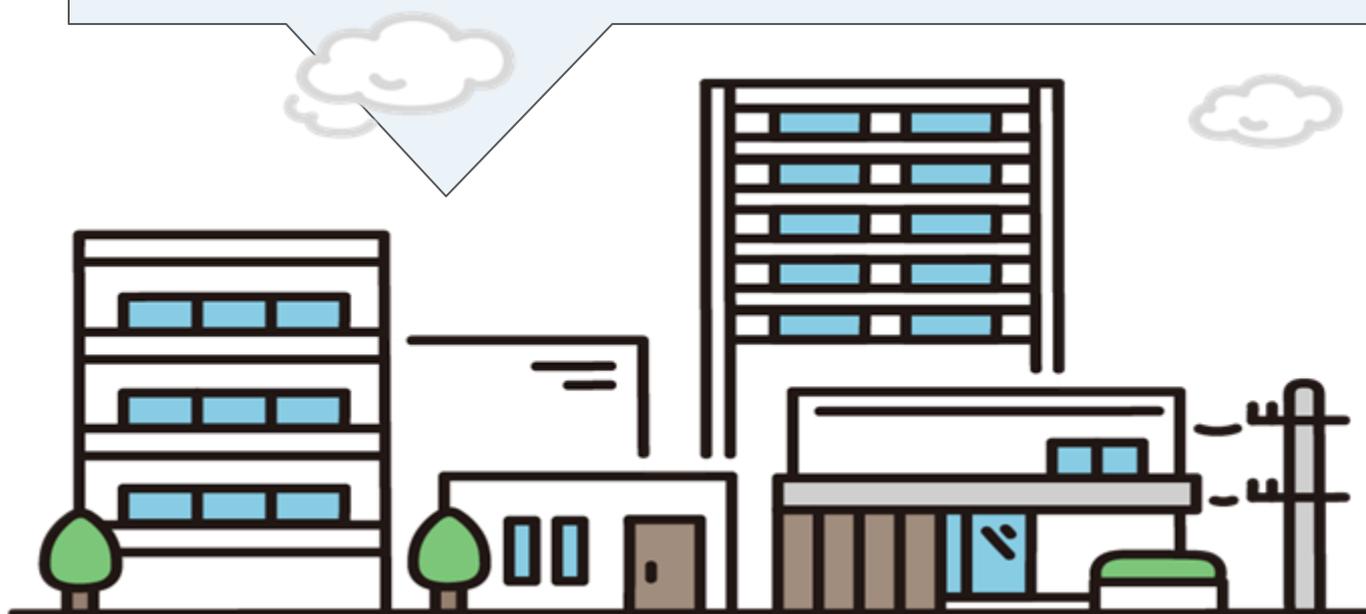
# 営業所を決めよう

古物商の許可を受けるには、必ず、営業所を設置しなければなりません。**個人申請の場合は申請者の自宅を、法人申請の場合は本社事業所**を営業所とするのが一般的です。

ただし、自宅が賃貸物件の場合、管轄警察署によっては、物件の所有者の**「使用承諾書」の提出を求められることがあります**ので、必ず、事前に確認するようにしましょう。

また、古物商の営業所は「**営業の本拠地であり、永久的、継続的に営まれる場所**」であると解されていますので、住所のみを貸し出すバーチャルオフィスや専有スペースのないシェアオフィスなどでは、営業所としては認められません。

営業所には、取引の年月日や相手方の氏名等を記載した「帳簿」の3年間の保存や、古物商の「標識」を掲示する義務があります



## ステップ4

# 管理者を選任しよう

古物営業における管理者とは、簡単に言うと、店長やマネージャーなどの現場責任者のことです。営業所には、その管理者を、必ず一人選任しなければなりません。（一営業所一管理者の原則）



営業所が複数ある場合は、原則、その営業所の数だけ管理者が必要ということになります。

なお、「古物商が自ら営業所における業務の実施を実質的に統括管理することができる場合は、古物商が自らを管理者として選任することができる」とされています。

したがって、**個人申請の場合は申請者が兼務し、法人申請の場合は役員又は社員を管理者に選任**することが認められます。

管理者には、**営業所での常勤**が求められますので、例えば、大阪支社の社員を東京本社の営業所の管理者に選任することは認められません。

## ステップ5

# 公的書類等を取得しよう

許可申請には、申請書に加え、本籍の記載のある住民票写しや市区町村発行の身分証明書、法人申請の場合は、登記事項証明書を添付する必要があります。住民票と身分証明書は、申請者及び法人の役員全員、管理者のものがが必要です。

### 本籍の記載のある住民票の写し

住民票は、住所地の市役所等で発行できます。また、マイナンバーカードの交付を受けているのであれば、**コンビニのマルチコピー機からも発行することができます。**

### 市区町村発行の身分証明書

身分証明書とは、運転免許証やパスポートのことではなく、市区町村が発行する禁治産・準禁治産、成年後見の有無、破産の有無を証明する書類です。これは、欠格事由の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないことを証明するためのものです。身分証明書の請求先となるのは、**本籍地の市役所等**です。

身分証明書は、住民票とは異なり、**コンビニでは発行できません**。したがって、例えば、東京在住で、本籍が大阪のような場合は、郵送で請求するといいでしょう。



〇〇市役所 身分証明書 郵送請求

検索

## 登記事項証明書（法人の場合）

古物商の許可申請において必要となるのは、「**履歴事項全部証明書**」です。請求先は最寄りの登記所、請求方法は以下の3通りがあります。

1. 登記所等に出向き窓口で請求する
2. オンラインで請求し郵送で受け取る（**おすすめ!**）
3. オンラインで請求し最寄りの登記所等で受け取る



## 定款の写し（法人の場合）

定款には、原本と相違ないことを証明する奥書が必要です。定款の最終ページの余白に以下のように記載し、複数ページある場合は、左側2か所をホチキスで留めましょう。

以上、原本と相違ないことを証明する。

令和○年○月○日  
東京都中央区京橋○-○-○  
株式会社○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

※会社本店所在地は、登記事項証明書の表記の通りに記載（1丁目1番1号等）  
※代表取締役の氏名は、記名ではなく「自署」 ※捺印は「代表者印」

## 公的書類等の要否と請求先

	個人	法人	請求先
住民票の写し	必要 (申請者・管理者)	必要 (全役員・管理者)	住所地の市役所等
身分証明書	必要 (申請者・管理者)	必要 (全役員・管理者)	本籍地の市役所等
登記事項証明書	-	必要 (履歴事項全部証明書)	登記所
定款の写し	-	必要 (奥書が必要)	-

申請者や役員が管理者を兼務する場合でも、  
住民票や身分証明書は、各一通ずつで構いません



## ステップ6

# 申請書を入手・作成しよう

申請書等は、警察署でもらうことができますが、各都道府県の警察本部のホームページから、**PDFやDOC形式でダウンロード**することもできます。都道府県警によって、誓約書や略歴書の記入事項が異なる場合がありますので、申請先となる警察本部から入手しましょう。

### ダウンロードする書類

〇〇県警 古物商 申請書

検索

### 許可申請書

- 別記様式第1号その1（ア）
- 別記様式第1号その2
- 別記様式第1号その4

### 法人の役員が2名以上いる場合

- 別記様式第1号その1（イ）

### 営業所が2か所以上ある場合

- 別記様式第1号その3（ア）

### 添付書類

- 略歴書
- 誓約書（個人：個人の場合）
- 誓約書（役員：法人の場合）
- 誓約書（管理者）



# 申請書を作成しよう

別記様式第1号その1(ア) (第1条の3関係)

資料区分	11	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	( ) 署	許可年月日	5. 令和	年	月	日

**古 物 商 許 可 申 請 書**  
~~古物市場主~~

古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。

東京都 公安委員会 殿

年 ①月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

③

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
氏名 又は名称	(フリガナ) ② (漢字)
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
生年月日	西暦 年 月 日 0 1 2 3 4 5
住所 又は居所	都道 市区 府県 町村 ③ 電話 ( ) ④ 番 (内線 ) 本(国)籍 ( )
行商をしようとする者であるかどうかの別	1. する 2. しない
主として取り扱おうとする古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 船舶・飛行機 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 農具類 10 道具類 ⑤ 11 書籍・雑誌類 12 書籍 13 金券類 (いかなるものでも可)
代表者種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
氏名 又は名称	(フリガナ) ② (漢字)
生年月日	西暦 年 月 日 0 1 2 3 4 5
住所 又は居所	都道 市区 府県 町村 ③ 電話 ( ) 番 (内線 ) 本(国)籍 ( )

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

## ポイント

- ①の日付は、申請書を提出する日
- ②氏名や法人名称のフリガナの濁点（や半濁点）は、ひとマス使おう（例：[へ][イ][ワ][ー][ト][` ]）
- ②氏名のフリガナは「姓」と「名」の間をひとマスあけよう
- ③住所は「住民票」、法人の所在地は「登記事項証明書」の記載の通り（1丁目1-1や1丁目1番地1号等）に記入しよう
- ④「行商をしようとする者であるかどうかの別」は、「1. する」に○をしよう

## 古物の区分と具体例

- ⑤下表を参考に、取り扱う古物を選択しよう
  - 「主として取り扱う古物（1つ）」と「営業所で取り扱う古物（複数選択可）」

区分	具体例
01. 美術品類	絵画、書画、彫刻、工芸品、登録刀剣、登録火縄銃など
02. 衣類	和服類、洋服類、帽子、布団、敷物類など
03. 時計・宝飾品類	時計、眼鏡（サングラスを含む）、コンタクトレンズ、宝石類、装身具類、貴金属類など
04. 自動車	自動車本体、タイヤ、バンパー、カーナビ、サイドミラーなど
05. 自動二輪車 及び原動付自転車	バイク・スクーター本体、タイヤ、サイドミラーなど
06. 自転車類	自転車本体、かご、サドル、サイドミラーなど
07. 写真機類	カメラ、デジタルカメラ、望遠鏡、双眼鏡、レンズ、光学器など
08. 事務機器	パソコン、コピー機、ファックス、シュレッダー、電子計算機、レジスターなど
09. 機械工具類	スマートフォン、タブレット端末、工作・土木機械、化学機械、医療機器、工具、家庭電化製品、家庭用ゲーム機、電話機、20t未満の船舶（ジェットスキーを含む）
10. 道具類	家具、楽器、運動用具、ゲームソフト、CD・DVD・ブルーレイディスク、玩具類、日用雑貨、トレーディングカード、組立式プレハブなど
11. 皮革・ゴム製品類	カバン、靴、財布、毛皮、レザー製品など
12. 書籍	文庫本、雑誌など
13. 金券類	商品券、乗車券、郵便切手、航空券、興行場等の入場券、収入印紙、タクシー券など

# URLの届出

別記様式第1号その4（第1条の3関係）

電気通信回線に接続して行う 自動公衆送信により公衆の閲覧に 供する方法を用いるかどうかの別													①.用いる 2.用いない	
送 信 元 識 別 符 号														
h	t	t	p	s	:	/	/	j	p	.	m	e	r	
					コロン			ジェイ		ドット				
c	a	r	i	.	c	o	m	/	u	s	e	r	/	
			アイ	ドット		オー								
p	r	o	f	i	l	e	/	1	2	3	4	5	6	
		オー	アイ	エル				イチ						
7	8	9												

自身や自社でホームページを開設、または、メルカリやAmazonなどのECサイトを利用して古物の取引を行う場合、そのURLの届出が必要になります。また、申請者に使用権限があるものなのか、誰の登録のものなのかを明らかにするために「**URLの使用権限があることを疎明する資料**」の提出も求められます。

疎明資料としては、次のようなものがあげられます。

- プロバイダ等が発行したドメイン割当通知書
- 「WHOIS検索」の検索結果を印刷したもの
- ECサイトが発行する「URL使用承諾書」（BASE、Storesなど）
- プロフィールページに氏名又は会社名を記載して印刷したもの（メルカリ、Amazonなど）

## 略歴書を作成しよう

年 月	経 歴 内 容
平成30年3月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業
平成30年4月	〇〇〇イレブン銀座店 入社（アルバイト）
平成31年1月	〇〇〇イレブン銀座店 退社
平成31年2月	無職（転職活動のため）
令和元年4月	株式会社〇〇商事 入社
令和5年1月	株式会社〇〇商事 取締役就任  現在に至る

## ポイント

- **直近5年間の職歴や学歴**の始点（入社など）と終点（退社など）を記入しよう
  - 職歴には、正社員のほか、役員歴、派遣社員、契約社員、アルバイト、個人事業主を含みます
  - 書き出しは「**5年前の同月に何をしていたか**」を基準に、5年以上をさかのぼろう
    - 会社員だった場合：その入社（始点）のときから
    - 無職だった場合：退社（終点）のときから
- ※ちょうど入社などの起点があれば、そこからで構いません
- **空白期間を作らないように**しよう
    - 1か月以上無職の期間があった場合、その期間も記載しよう（無職（転職活動のため）など）
  - 略歴の最後は「**現在に至る**」としよう

## 誓約書に記入しよう

誓約書は、「欠格事由に該当しないこと（P.4）」を確認するためのものです。

欠格事由は、「古物商（個人）」「役員（法人）」「管理者」について、それぞれ定められていますので、**誓約書も3種類用意されています**。用紙左上の記載を確認して、取り違えないように気を付けましょう。

また、住所は、「住民票」又は「登記事項証明書」の表記の通りに記入しましょう。

古物商が管理者を兼務する場合、誓約書は「古物商（個人）」と「管理者」の2種類の提出が必要です。同様に、役員が兼務する場合は、「役員」と「管理者」のものが必要になります。



### PCで書類作成する際の注意点

申請書等はPDFファイルでダウンロードできるので、PCで作成される方も多いかと思えます。PCで作成する場合でも、**「誓約書」と「略歴書」の氏名は、自署（直筆）**するようにしましょう。

## ステップ7

# 管轄警察署で申請しよう

申請先となるのは、（主たる）営業所の最寄りの警察署ではなく、その所在地を管轄する警察署です。

警察署での申請は、市役所等の窓口のように、その営業時間は、必ず、手続きを行ってくれるものではありません。

既に予約でいっぱいであったり、担当官が不在の場合もありますので、**事前に、電話にて予約を取ることをおすすめします。**

〇〇県警 管轄

検索

行政書士（弊所）が、不備のない書類を提出した場合、手続きが完了するまで、概ね30分前後です

## 許可証の交付を受けよう

許可申請が受理されてから許可が下りるまでの期間は、**約2か月前後**です。管轄警察署から電話にて連絡がありますので、日程を調整して、古物商許可証の交付を受けてください。

この許可証の交付をもって、晴れて、古物営業を行うことができます。



# お役立ちチェックシート

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 別記様式第1号その1 (ア)	必須
<input type="checkbox"/> 別記様式第1号その2	必須
<input type="checkbox"/> 別記様式第1号その4	必須
<input type="checkbox"/> 別記様式第1号その1 (イ)	役員が2名以上いる場合
<input type="checkbox"/> 別記様式第1号その3 (ア)	営業所が2か所以上ある場合
<input type="checkbox"/> 略歴書	申請者（全役員）及び管理者
<input type="checkbox"/> 誓約書	申請者（全役員）及び管理者
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	申請者（全役員）及び管理者
<input type="checkbox"/> 市区町村発行の身分証明書	申請者（全役員）及び管理者
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	法人 / 履歴事項全部証明書
<input type="checkbox"/> 定款の写し	法人 / 代表者の奥書が必要
<input type="checkbox"/> URLの使用権限があることを疎明する資料	インターネットを利用する場合
<input type="checkbox"/> その他必要書類	営業所の使用承諾書等 （求められた場合）
<input type="checkbox"/> 身分証明書	運転免許証など
<input type="checkbox"/> 申請手数料 19,000円	現金が良し



法人申請で、代表者以外の方（例：社員）が警察署において申請を行う場合、その代表者の**委任状**が必要になります。また、古物商許可証の受領に関しても同様です。

# ハイワード行政書士事務所 について

ハイワード行政書士事務所では「3つのおまかせ」をコンセプトにご依頼者様のご負担が必要最低限で済むようサービスを提供してまいります。



## 住民票等の収集もおまかせ

面倒は丸投げOK。申請書の作成はもちろん、住民票などの公的書類も弊所行政書士が収集します。



## 申請代行もおまかせ

平日日中忙しくても大丈夫。東京都なら、弊所行政書士が、警察署での申請手続きを代行します。



## 許可取得後もおまかせ

審査期間中はもちろん、許可を取得した後でも3か月無料で行政書士に相談できるから安心。

### 選べる3つのプラン

お客様のニーズに合わせて、最適なプランをお選びいただけます。

### 不許可時返金保証

万が一、不許可となった場合は、弊所への報酬は返金いたします。

クリックして問い合わせる



初版

## よくわかる！7ステップで古物商許可申請

---

令和5年11月1日 初版発行

著作                   ハイワード行政書士事務所

所在地               東京都中央区京橋3-3-13  
                          平和ビル3号館3階

こちらの情報を許可なく転載、複製、再配布、  
改変等することはご遠慮ください。



**Hayward**

ハイワード行政書士事務所